

# F A X 送 付 状

送信日: 令和7年7月 18日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組 合 員 各位

TEL:

FAX:

差出人: 前 川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

## ■ 件 名 法令遵守状況に関するアンケート調査の再度のお願いについて

いつも組合活動にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

別添の全石連を通じ資源エネルギー庁より「法令遵守状況に関する再度のアンケート調査のお願い  
がありました。

大変お忙しい中、恐縮ではありますが、まだ未回答の事業者の方は、期日までに三重県石油組合まで  
ご回答いただきたくお願いいたします。

2025 年 7 月 1 8 日

組 合 員 各位

三重県石油商業組合  
理事長 亀 井 喜 久 雄

法令遵守状況に関するアンケート調査への再協力のお願い

先般、資源エネルギー庁から要請があった「法令遵守状況に関するアンケート調査」についてご協力を依頼したところです。資源エネルギー庁には、全国において現時点で約 3, 0 0 0 件超のご回答をとして提出されています。

一方、当該アンケートによる法令遵守体制の確認を進めている中で、6 月 3 0 日に長野県石油組合のカルテル嫌疑に関する第三者委員会の調査結果が公表され、この調査結果を受けて、資源エネルギー庁から全石連に対して、さらなる法令遵守体制の強化の一環として、「法令遵守状況に関するアンケート調査」の回答数をさらに上積みしてもらいたいとの強い要請がありました。

つきましては、まだ回答をいただいてない事業者の方は、先般の「法令遵守状況に関するアンケート調査」のお願いで添付した調査票を再度お送りいたしますので **7 月 2 3 日（水）までに石油組合まで回答用紙をご返信いただきたく FAX していただきますようご依頼申し上げます。**

※当該アンケートについては、任意の調査であり強制力のあるものではない点、ご承知おきください。

なお、アンケートは WEB（グーグルフォーム）から、全石連に直接回答ができるようにも準備しました。以下 URL か右記 QR コードからもアクセス出来ますので、併せてご案内をお願いいたします。

アンケート回答用 URL : <https://forms.gle/DxbEdYnCRSjQuVGy6>



アンケート WEB 版

## 法令遵守状況に関するアンケート

所属組合：三重県石油商業組合 事業者名：\_\_\_\_\_

このアンケートは、社内の法令遵守状況として確認するものですが、該当する  
□に✓を付けてください。

なお、本アンケートは率直に実態をお答えください。課題として認識できたものは、今後の対策検討に活かしていきます。

①運営している給油所数（該当する数・範囲に✓）

☐ 1 ☐ 2 ☐ 3～5 ☐ 6～10 ☐ 11～50 ☐ 51～100 ☐ 101 以上

②代表者は、いかなる独占禁止法違反も許容しない旨の明確なメッセージを社内に発信しているか（※）。

（※）発信方法は、SNS や社内会議での表明等あるが、特に問わない。

☐ はい ☐ いいえ ☐ どちらでもない

③「カルテル・談合等の独占禁止法違反行為には一切関与しない。」旨の基本方針が明記された行動規範や従業員に要求される行動等が明確化・文書化されているか。

☐ はい ☐ いいえ ☐ どちらでもない

④独占禁止法コンプライアンス（法令遵守）に関する組織体制の整備として、例えば、以下のような組織等がいずれか整備されているか。

- ・コンプライアンス担当役員又は責任者
- ・コンプライアンス委員会
- ・コンプライアンス所管部署又は担当者

☐ はい ☐ いいえ ☐ どちらでもない

⑤独占禁止法に関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したマニュアル・リーフレット等が整備されているか。

☐ はい ☐ いいえ ☐ どちらでもない

⑥独占禁止法に関して、定期的な社内会議や研修会等で従業員に周知しているか。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑦上記の社内会議や研修会の受講履歴等は、記録として適切に保管・管理されているか。(⑥で「はい」と答えた方のみご回答ください)  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑧従業員が独占禁止法の違反行為を見聞きした場合に声を上げやすい環境(※)となっているか。  
(※)社内での報告・相談のための窓口を設置するなど。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑨従業員から独占禁止法の違反行為に関して報告・相談を受けた場合の対応手順等が決まっているか。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑩独占禁止法に関する監査(※)を定期的に行っているか。  
(※)組織体制、研修内容、報告を受けた対応手順等が適切なものか確認すること。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑪代表者は、従業員が独占禁止法に違反した場合又は違反と疑われるような行為を行った場合、当該従業員の処分だけではなく、代表者自らも責任(解職・解任、会社に対する賠償責任、刑事責任等)を負う場合があることを認識しているか。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑫代表者は、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、独占禁止法上、課徴金が減免され、刑事訴追も免除され得る制度(課徴金減免制度)があることを認識しているか。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない

⑬代表者は、従業員が独占禁止法違反に係る通報を行った通報者の氏名、通報内容等は、秘密として厳重に管理することや、通報者に対して報復等の不利益な取扱いをしてはならないことを認識しているか。  
☐はい ☐いいえ ☐どちらでもない